

議案第 14 号

大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱の一部改正について

令和 2 年 2 月 28 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市教育委員会教育長事務委任規則との整合性を取るため、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱（平成21年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

第5条の見出し中「及び変更」を削り、同条中「申請事由を変更し、若しくは」を「申請事由が」に改め、「・変更決定」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表3の項中「学校」を「小学校」に改め、同表5の項中「児童生徒で、」を「児童生徒の」に改め、同表6の項中「短縮されるとき」を「短縮されるとき。」に改める。

様式第1号中「旧現住所」を「旧住所」に改める。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました指定学校の変更許可申請について審査したところ、下記により許可することに決定したので通知します。

記

ふりがな	(男・女)	生年月日	年 月 日
------	-------	------	-------

児童生徒氏名			
現住所			
旧住所			
指定校			
新たに指定する学校			
指定期間	年 月 日～ 年 月 日まで		
条件	<p>登下校における事故等には細心の注意を払い、保護者の責任において対応すること。</p> <p>なお、申請理由が消滅したときは速やかに報告すること。</p>		

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 審査請求について

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更不許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました下記の指定学校変更許可申請について審査したところ、不許可とすることに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
ふりがな 保護者氏名			
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
変更を希望 する学校	学校 (第 学年)		
希望期間	年 月 日～ 年 月 日		
不許可の理由			

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることがで

きなくなります。

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可取消通知書

年 月 日付けで許可した指定学校の変更について、下記のとおり取消したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
新たに指定 した学校	学校 (第 学年)		

指定期間	年 月 日～ 年 月 日
取消理由	
指定校への就学開始年月日	年 月 日

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。